

65歳以上の皆さんへ

令和6年度から介護保険料額が変わります

第9期介護保険事業計画に おける65歳以上の方の 介護保険料基準額

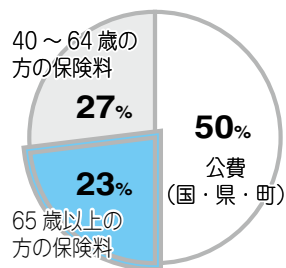
介護保険制度は、保険者ごとに3年毎に事業計画を見直し、保険料もそれに伴って変更されます。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画（令和6年度から8年度）の初年度にあたり、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料を算定する際の基準の段階となる第5段階の保険料（以下、基準額という。）が改定されます。

第8期介護保険事業計画（令和3年から5年度）の基準額は4596円（年額5万5100円）でしたが、第9期介護保険事業計画では月額5200円（年額6万2300円）に決定され、604円の増額となりました。

現在、大口町では収入等に応じて15段階の介護保険料を設定しています。

介護保険 給付費の財源



基準額の算定方法

大口町で必要な
介護保険サービスの総費用

×

65歳以上の方の
負担分 23%

÷

大口町に住む
65歳以上の方の人数

=

大口町の令和6年度から8年度の介護保険料の基準額
6万2,300円（年額） 5,200円（月額）

令和6年度介護保険料額が決定 しました

6月中旬頃、65歳以上の方に「令和6年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）」を送ります。介護が必要になったとき、安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険料の納付方法

介護保険料の納付は、法令により特別徴収（年金からの徴収）が原則となっており、被保険者が納付方法を選択することはできません。条件を満たす方は自動的に特別徴収が開始されますので、特別徴収への切替に関する手続きは必要ありません。

▽令和6年度2月（令和7年2月）に年金から徴収された金額を、令和7年度4、6月に仮徴収として年金から徴収します。令和7年度の仮徴収額は、改めて通知しませんので、「令和6年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）」を翌年まで大切に保管してください。

▽65歳になる方または、大口町へ転入した直後は、最短で半年間、口座振替または納付書による納付（普通徴収）となります。▽特別徴収の方でも、所得の更正等により介護保険料の金額が下がり、普通徴収に切り替わる場合や、介護保険料の金額が上がり、増額分が普通徴収となる場合があります。

普通徴収の方には、安心して便利な 口座振替をお勧めします

申し込みは、振替を希望する金融機関、または長寿ふくし課窓口でおこなってください。

▽引き落とし日は、6月から翌年3月までの毎月の納期限である各月末日（土日祝の場合は翌営業日）です。

▽ゆうちょ銀行を希望される方は、ゆうちょ銀行窓口での手続きになります。

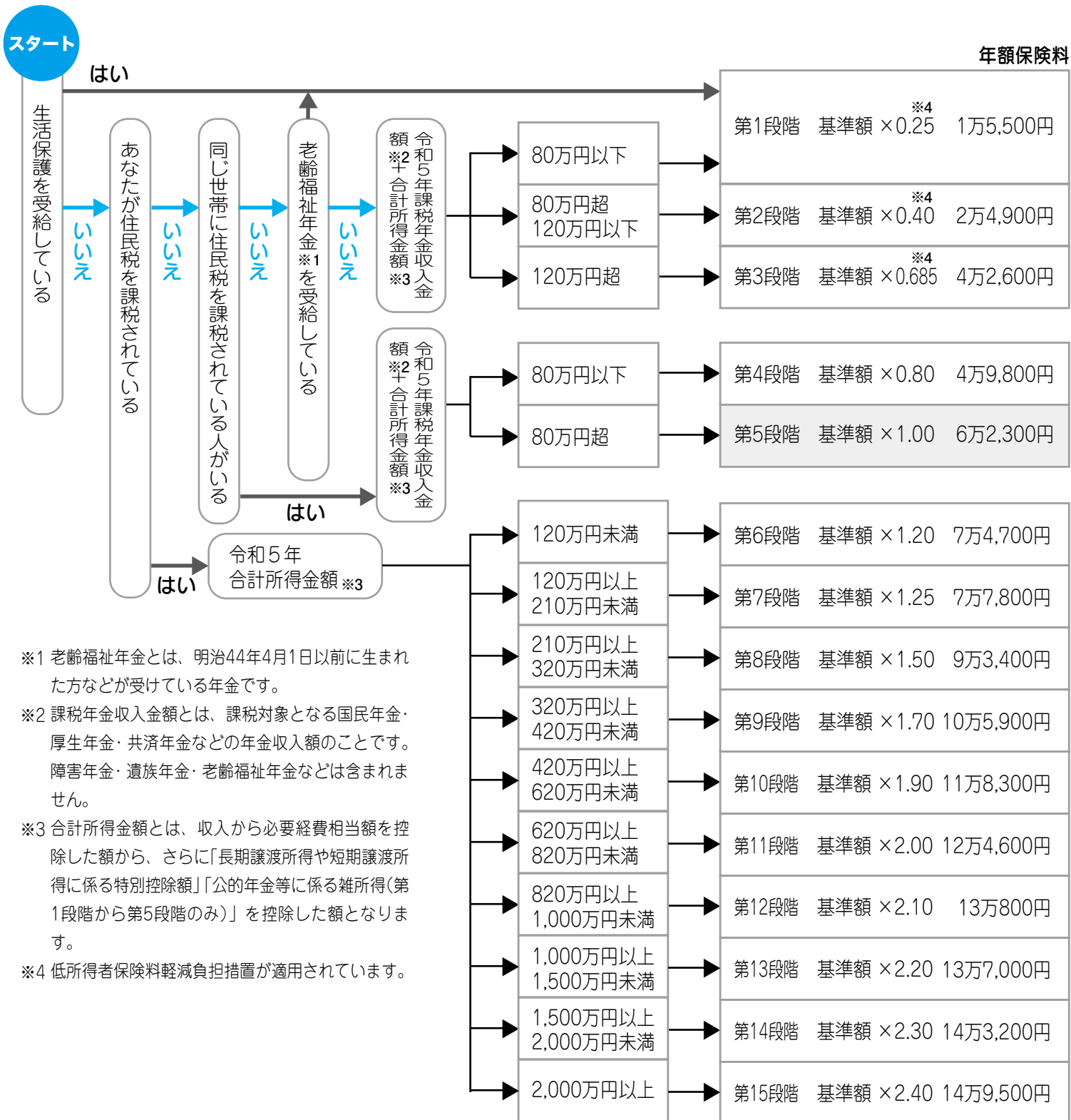
▽手続きに必要なもの 預金通帳、金融機関へのお届け印、納付義務者のわかるもの（介護保険納付通知書等）

介護保険料は、納期限までに 忘れずに納めましょう

保険者が認める特別な事情（収入の減少や生活困窮、災害など）がなく保険料を滞納すると、給付制限を受ける場合があります。給付制限とは給付額の減額のことです。介護サービスを利用した際の自己負担額の引上げや、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなる等の措置が取られます。納期限を過ぎた保険料は、一括払いが原則ですが、一括納付が困難な場合は、納付方法のご相談等、長寿ふくし課まで申し出てください。

65歳以上(第1号被保険者)のあなたの保険料は…

賦課期日となる令和6年4月1日現在の住民登録状況と、令和6年度(令和5年中)の住民税課税状況、課税年金収入金額、合計所得金額をもとに決定します。



問合せ先 長寿ふくし課 ☎94-0051